

NETIS プラス  
新技術情報データベース事業運営要領

平成28年 1月

一般財団法人 先端建設技術センター

# NETIS プラス

## 新技術情報データベース事業運営要領

平成24年12月10日 制定

平成25年 1月18日 改正

平成25年 8月 1日 改正

平成26年 5月19日 改正

平成28年 1月26日 改正

この要領は、一般財団法人 先端建設技術センター（以下「データベース運営者」という。）が運営する NETIS プラス新技術情報データベース（以下「NETIS プラス DB」という。）に掲載申請のあった新技術の掲載に関して、NETIS プラス DB への登録を申請する民間事業者等（以下「申請者」という。）、およびデータベース運営者が遵守すべき事項を定めたものである。申請者およびデータベース運営者は、この要領に基づいて適切に履行しなければならない。

### （総則）

第1条 本要領は、国土交通省が運用する新技術情報提供システム NETIS（以下「NETIS」という。）と同等以上の品質を確保するために、申請者およびデータベース運営者が実施する必要な手続きについて定めたものである。

### □登録審査事務

#### （NETIS プラス DB に登録できる技術）

第2条 データベース運営者が NETIS プラス DB に登録できる技術（以下「申請技術」という。）は、申請時点において以下に示す各号を全て満たすものとする。

一 申請技術が「新技術」に該当すること。

「新技術」：技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している建設工事等に関する技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術をいう。

「技術の成立性」とは、論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や国が定める基準等を満足することをいう。

「実用化」とは、利用者の求めに応じて当該技術を提供可能な状態にあるものをいう。

「従来技術」とは、建設工事等において一般的に使用される技術等をいう。※1

「従来技術に比べ活用の効果が同程度」とは、技術的事項及び経済性等の事項のうち、一部の事項は従来技術より優れているが、総合的な効果では従来技術と同程度であることをいう。

二 申請技術については、申請者以外の第三者の特許権等の権利侵害等のないものであること。

#### （申請者の要件）

第3条 申請者は、申請技術に係る知的財産権・ノウハウの権利者、またはそれらの者から申請技術について独占的に使用許諾を受けているものとする。

2. 申請者が海外の民間事業者等の場合には、上記の要件に加えて、日本国内に登録された営業所がなければならない。

3. 申請者は、共同開発の場合においては前各号に加え、すべての共同発明者または共同開発者から、申請技術を NETIS プラス DB へ登録することの承諾を書面にて、申請時に提出しなければならない。

#### （受付審査）

第4条 申請者は、以下の資料をもって NETIS プラス DB への登録申請するものとし、データベース運営者は、理事長が役員の中から選任する受付審査会において、「第2条 NETIS プラス DB に登録できる技術」「第3条 申請者の要件」について提出された資料に基づき受付審査を行う。

一 NETIS プラス新技術情報データベース登録申込書（様式 P-1） 1部

二 技術概要説明書（様式 P-1） 1部

三 技術概要説明書を補足する資料 1部

四 共同発明者または共同開発者の登録事前承諾書 1部

2. 申請者は、データベース運営者からの求めに応じて受付審査に必要な資料を提示するものとする。これに係る費用は申請者の負担とする。

3. 前項における打合せ場所は、原則先端建設技術センター内会議室（東京本部のみ）とする。

4. データベース運営者は受付審査会の結果について、NETIS プラス新技術情報データベース受付審査結果通知書（様式 S-1）により申請者に通知するものとする。

#### （技術資料の作成）

第5条 申請者は、データベース運営者が提示する登録様式に従って技術資料を作成し、データベース運営者に提

出しなければならない。その際、データベース運営者は、必要に応じて申請者の技術資料の作成に対して助言等の支援を行う。

2. 申請者の技術資料の作成に際して、データベース運営者は申請者の求めに応じて適切に助言を行わなければならない。また申請者は、データベース運営者からの助言に対して誠実に対応しなければならない。
3. 技術資料に記載する従来技術の選定は、申請者の責任において適切に行わなければならない。
4. 第2項における打合せ場所は、原則先端建設技術センター内会議室（東京本部のみ）とする。なお、それ以外の場所にて打合せを行う場合の費用は申請者負担とする。

#### **(NETIS プラス DB 登録に必要な技術資料)**

第6条 登録に際して申請者は、以下の技術資料を揃えなければならない。

- 一 様式 P-2 「技術概要説明資料」
  - 二 様式 P-3 「詳細説明資料」および関連資料（申請者より公開の希望があった場合）
  - 三 様式 P-4 「写真ギャラリーファイル一覧」および関連するファイル（申請者より公開の希望があった場合）
  - 四 様式 P-5 「動画ギャラリーファイル一覧」および関連するファイル（申請者より公開の希望があった場合）
  - 五 様式 P-6 「ダウンロード用添付資料一覧」および関連するファイル（申請者より公開の希望があった場合）
  - 六 共同開発者等の同意が得られており、かつそれが確認できる資料。
2. データベース運営者は、登録審査会において第1項の技術資料が確認され、かつ、以下の各号全てを満足することが確認できた申請技術を NETIS プラス DB へ登録するものとする。
- 一 申請技術が、「第2条 NETIS プラス DB に登録できる技術」、「第3条 申請者の要件」に示された内容に該当すること。
  - 二 記載にあやまりがなく、記述内容が明瞭であること。
  - 三 記載すべき項目に欠落がないこと。

#### **(登録審査)**

第7条 データベース運営者は、申請者から提出された技術資料に基づく申請技術について登録審査を行うものとする。

2. 登録審査にあたっては、技術資料作成支援を担当した者以外の複数者で構成された登録審査会を開催し、申請技術について、「第6条 NETIS プラス DB 登録に必要な技術資料」第2項に記載された登録要件該当性の審査を実施しなければならない。
3. 前項の登録審査会における審査において、申請技術が「第6条 NETIS プラス DB 登録に必要な技術資料」第2項に記載された登録要件を充足すると査定した場合、データベース運営者は登録査定である旨を記載した登録承諾書（様式 S-2）にて申請者へ通知し、審査を終了するものとする。
4. 第2項の登録審査会における審査において、申請技術が「第6条 NETIS プラス DB 登録に必要な技術資料」第2項に記載された登録要件を充足しないと判断した場合、データベース運営者は非登録査定である旨を申請者へ書面にて通知したうえで、申請者の求めに応じて助言等を行うものとする。

### **□NETIS プラス DB 登録・掲載**

#### **(掲載の内容)**

第8条 データベース運営者は申請者より提出のあった以下の技術資料に記載された内容についてインターネット上に接続された NETIS プラス DB に掲載するものとする。

- 一 様式 P-2 「技術概要説明資料」
  - 二 様式 P-3 「詳細説明資料」および関連資料（申請者より公開の希望があった場合）
2. 申請者は、個人情報を含む技術資料を書面または電子データでデータベース運営者へ提供することについて、情報提供主体である申請者の関係者より同意を得ていることとする。
3. 申請者は、申請技術情報の掲載に先立ち、本要領に基づきデータベース運営者が定めた利用規約に同意しなければならない。また、データベース運営者は申請者から提出された利用規約同意書（様式 P-7）を受理・確認した後に申請技術情報を NETIS プラス DB に掲載するものとする。
4. データベース運営者は、申請技術情報の掲載後、申請技術に対し固有の ID を付与し、申請者に通知するものとする。なお、申請技術に付与する ID は、原則変更できないものとする。
5. 申請者は、データベース運営者より付与された ID を使用し以下の掲載内容について、NETIS プラス DB 契約者用編集サイト（以下「契約者用編集サイト」という。）を介して自ら、編集し掲載することができる。
- 一 プラス情報【写真ギャラリー、動画ギャラリー、資料をダウンロード、質問・意見、開発者からのお知らせ】
  - 二 開発者の補足説明【アブストラクト、概要、新規性及び期待される効果、適用条件、適用範囲、留意事項】
6. 申請者は、データベース運営者から申請技術に付与された個別の ID を厳重に管理するものとし、第三者に譲渡又は貸与等をして利用させてはならない。

#### **(掲載情報に関する責任の分担)**

第9条 NETIS プラス DB 掲載情報に関する一切の紛争及び賠償責任は、申請者に帰属するものとし、データベース運営者は一切の責任を負わない。データベース運営者は、NETIS プラス DB 上に以下の記載を行い、データベース運営者の免責について周知する。

- イ) 掲載情報は、技術開発者からの申請に基づく情報であり、当該技術に関する証明、認証その他何ら技術の裏付けを行うものではなく、新技術活用に当たっての参考情報といった性格のものであること。
- ロ) NETIS プラス DB 掲載に伴う苦情、紛争等への対応は、申請者が行うものであり、データベース運営者は何らの責任も有しないこと。
- ハ) NETIS プラス DB の登録掲載について、データベース運営者と契約締結していない新技術については、国土交通省が運用する NETIS から転記した技術内容を NETIS プラス DB にて掲載しており、データベース運営者は何らの責任も有しないこと。
- ニ) 特許権等の知的財産権に関して保証するものではなく、各権利の該当性については関係法令に基づき取り扱われるものであること。

#### (掲載技術の内容変更、改善に関する取り扱い)

- 第10条 申請者より NETIS プラス DB に掲載されている新技術の内容変更の申請があった場合、データベース運営者は変更内容を確認の上、問題がなければ速やかに変更するものとする。但し、変更内容が、当該技術の新規性に係る部分である場合は別技術として扱うものとする。
- 2. 申請者が当該技術の技術行使権原を有する者の場合であって、技術を開発した民間事業者等から当該技術の技術行使権原を有する者に変更となった旨の書面による通知があり、かつ新たな技術行使権原を有する者から申請者の変更の申し出があった場合は、データベース運営者は、技術行使権原を有する者の変更の事実を確認し、問題がないと判断したときは、申請者の変更を行うものとする。
  - 3. その他、データベース運営者が必要と判断した場合は、データベース運営者は当該技術の内容を変更・修正することができる。その場合は、変更・修正した内容を申請者に報告するものとする。

#### (登録・掲載の解約)

- 第11条 申請者が登録・掲載を解約する場合は、登録・掲載の解約届け（様式 P-8）にて、解約を希望する月の前月5日までにデータベース運営者へ届け出るものとする。なお、利用規約同意書（様式 P-7）提出日より1年間は、登録・掲載を解約できない。
- 2. データベース運営者は、申請者から登録・掲載の解約届け（様式 P-8）を受理した場合、掲載情報の削除時期を申請者と協議した上で契約を解約するものとする。

#### (掲載情報の提供の中止等)

- 第12条 データベース運営者は以下のいずれかに該当する場合には、NETIS プラス DB 掲載情報の掲載を中止又は削除することができる。その場合、データベース運営者は申請者に提供を中止又は削除した旨、理由を付して通知するものとする。（トの場合等、連絡が困難な場合は、NETIS プラス新技術情報データベース登録申込書（様式 P-1）に記載の連絡先に書面を送付することをもって通知したものとみなす。「通知」に関して以下同じ。）

但し、申請者から NETIS プラス DB 掲載情報の提供の再開の申し入れがあり、かつ情報の提供を中止した事由が解消したことが明確に確認できた場合は、データベース運営者は情報の提供を再開する。

- イ) 掲載情報の内容に、違法に入手した情報や虚偽・誇大表示もしくは他の技術の中傷表示が認められたとき又はその疑いがあるとき
- ロ) 申請技術が、他の技術の知的財産権等を侵害したと認められたとき又は疑いがあるとき
- ハ) 申請技術に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき又は係争が生じたとき
- ニ) 犯罪もしくは犯罪的行為に結びつくと認められたとき又は疑いがあるとき
- ホ) 公序良俗に反する行為が認められたとき又は疑いがあるとき
- ヘ) 申請技術を適用した工事等で事故および不具合等が生じた場合において、当該技術が原因であると認められるとき又はその疑いがあるとき
- ト) 申請者が、データベースに不当な修正や変更を加えるような行為または不当に情報やデータを収集する行為が認められたとき又は疑いがあるとき
- チ) 申請者が、データベース運営者と取り交わした規約等に違反したとき
- リ) 申請者が技術開発者の技術行使権原を有する者である場合、新技術についてそれを行使できる正当な権原を有していないこと又は技術行使権原を有する者が当該技術を開発した民間事業者等と円滑な連絡が取れなくなったことをデータベース運営者が確認したとき
- ヌ) NETIS プラス新技術情報データベース登録申込書（様式 P-1）に記載の連絡先で申請者と連絡がとれないことをデータベース運営者が確認したとき

なお、上記とは別に、機器のメンテナンス等の維持管理上の事由その他の事由により掲載情報の全体又は一部の提供の中止を行うことがある。

- 2. 申請者はデータベース運営者へ NETIS プラス DB 掲載情報の掲載中止を要請できる。その際、データベース運営者は速やかに NETIS プラス DB から申請技術情報の掲載を中止しなければならない。
- 3. 前項において NETIS プラス DB 掲載情報の掲載中止を要請する場合は、掲載中止を希望する月の前月5日までにデータベース運営者が指定する方法でデータベース運営者に届け出るものとする。
- 4. データベース運営者は、第2項の申請者からの NETIS プラス DB 掲載情報の掲載中止要請を受理した場合、掲載情報の中止時期を申請者と協議した上で申請技術の掲載を中止するものとする。

#### (申請者の義務)

第13条 申請者は、以下のいずれかに該当する場合、速やかにデータベース運営者にその旨を届出なければならない。

- イ) 申請技術が、他の技術の知的財産権等を侵害したと認められたとき、または疑いがある場合
  - ロ) 申請技術に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき、または係争が生じたとき
  - ハ) 申請技術を適用した工事等で事故および不具合等が生じた場合において、申請技術が原因であると認められるとき、またはその疑いがある場合
  - ニ) 当該技術が NETIS に掲載されている場合において、NETIS の掲載を中止、または削除された場合
  - ホ) 当該技術に関し、後日国土交通省へ NETIS 登録申請をした際に、NETIS プラス DB に掲載した内容から変更を余儀なくされた場合
  - ヘ) 差押え、仮差押えもしくは仮処分があったときまたは競売の申立があったとき
  - ト) 破産手続開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立があったとき
  - チ) 解散または営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
2. 上項のへ) に、該当する事項が生じた場合は、申請者はデータベース運営者にその旨を届け出るとともに、NETIS プラス DB 掲載内容の変更もデータベース運営者に依頼しなければならない。
3. 申請者は、申請技術に関する問合わせに対応する担当者を定め、技術概要説明資料（様式 P-2）に記載するものとする。記載された担当者は第三者、もしくはデータベース運営者から当該技術に関する問合わせがあった場合、これに誠実に対応しなければならない。
4. 申請者は、技術概要説明資料（様式 P-2）に記載された問合わせ窓口に変更があった場合、速やかに修正しなければならない。
5. NETIS プラス DB のシステムを介して当該技術に関する問合わせ等があった場合は、申請者が問合せ者に対して回答するものとする。
6. 申請者は、申請技術に対して付与した ID を紛失または漏洩した疑いがある場合、速やかにデータベース運営者に報告しなければならない。

#### （掲載情報の管理）

- 第14条 データベース運営者は、NETIS プラス DB 運営にあたり、悪意ある第三者等により掲載情報等の漏洩、滅失、毀損または変質等の行為が生じないようにデータベース運営者の注意をもって然るべき情報セキュリティ対策を講じるものとする。
2. データベース運営者は、悪意ある第三者等により掲載情報等の漏洩、滅失、毀損または変質等の行為が生じた、または生じる恐れが発覚した場合、もしくはシステム上の不具合が発生した場合は、速やかに NETIS プラス DB の公開を中止し、その原因の究明、対策を講じることによりシステムの修復に誠実に努めるものとする。
3. データベース運営者は、申請技術に対して付与した ID、パスワードが外部へ流出した場合、速やかに対応するものとする。

#### （機密保持）

- 第15条 データベース運営者は、申請技術の NETIS プラス DB への登録・掲載作業において知り得た機密情報を申請者の許可なく、第三者に開示または漏洩してはならないものとする。なお、機密情報の範囲については、申請者の申告による。
2. データベース運営者は技術資料等を善良なる管理のもとで保管するものとし、申請者の書面による事前の承諾を得ることなく、本要領または本要領の目的以外に使用してはならないものとする。
3. NETIS プラス DB 登録・掲載を解約した場合、データベース運営者は技術資料等を破棄するものとする。
4. データベース運営者は、技術資料等の管理・保管について第1項から第3項に準ずる契約のもと、第三者に委託できる。

#### （作業場所等）

- 第16条 データベース運営者は、申請技術の情報登録、管理、修正作業をデータベース運営者所定の場所で本件業務を実施する。
2. データベース運営者は、収集した情報の取り扱いの一部を第三者に委託する場合、その取り扱いを委託された情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた第三者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

### □料金等

#### （登録に必要な料金等）

第17条 申込料は、金 5 万円（税別）とし、登録査定か非登録査定かにかかわらず、いかなる理由によっても返金しない。

	料金の内容	料金（税別）	納入時期
申込料	NETIS プラス DB への登録審査事務にかかる費用	5 万円	NETIS プラス DB への受付審査結果通知書受理時点

2. 第1項の申込料以外に技術資料作成時に必要となる以下の各号に掲げる費用は、申請者が負担するものとする。
- 一 技術資料等の作成・印刷費

## 二 その他データベース運営者と協議して必要となった費用

- 第1項から第2項に記載される請求がデータベース運営者よりあった場合は、申請者は、この請求書を受領後30日以内にデータベース運営者が指定する銀行口座へ納入するものとする。なお、振込にかかる費用は申請者の負担とする。
- 「第17条 登録・掲載の解約」において登録・掲載を解約した技術について、申請者が再度掲載を申請する場合は、第1項の申込料を再度支払わなければならない。
- 掲載における料金等は、以下に定めるものとする。申請者はデータベース運営者から登録承諾書（様式 S-2）を受領し、データベース運営者へ利用規約同意書（様式 P-7）を提出したときには、これを納入しなければならない。

	料金の内容	料金（税別）	納入時期
掲載管理料	1ヶ月間の掲載にかかる管理費用	1万7千円	NETIS プラス DB への掲載月翌月の1日

- 申請者は、前項に記載される請求をデータベース運営者より受けた場合は、所定の金額を銀行振込又は預金口座振替のいずれかあらかじめデータベース運営者との間で決めた方法によりデータベース運営者へ支払うものとする。
- 前項において、申請者が所定の金額を銀行振込により支払う場合においては、申請者は、この請求書を受領後30日以内にデータベース運営者が指定する銀行口座へ納入するものとする。なお、振り込み費用は申請者の負担とする。
- 第1項に記載される申込料、第5項に記載される掲載管理料については、データベース運営者が変更する場合がある。

## □損害賠償等

### （損害賠償の制限）

第18条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、NETIS プラス DB への技術情報の掲載に関して、データベース運営者が申請者に対して負う損害賠償責任の範囲は、データベース運営者の責に帰すべき事由により又はデータベース運営者が本要領等に違反したことが直接の原因で申請者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は、一ヶ月分の掲載料の額を超えないものとする。  
なお、データベース運営者の責に帰することができない事由から生じた損害、データベース運営者の予見を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益についてデータベース運営者は損害責任を負わないものとする。

### （免責事項）

第19条 NETIS プラス DB への技術情報の掲載に関してデータベース運営者が負う責任は、理由の如何を問わず「第18条 損害賠償の制限」の範囲に限られるものとし、データベース運営者およびその管理を委託されたものは、以下の事由により申請者およびその他の者（以下「申請者等」という。）に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わずいかなる賠償の責任も負わないものとする。

- 一 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- 二 申請者等設備の障害または NETIS プラス DB 情報提供までのインターネット接続サービスの不具合等申請者等の接続環境の障害
- 三 NETIS プラス DB 情報提供用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- 四 データベース運営者が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの NETIS プラス DB 情報提供用設備への侵入
- 五 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない NETIS プラス DB 情報提供用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
- 六 データベース運営者が定める手順・セキュリティ手段等を申請者等が遵守しないことに起因して発生した損害
- 七 NETIS プラス DB 情報提供用設備のうちデータベース運営者の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）に起因して発生した損害
- 八 NETIS プラス DB 情報提供用設備のうち、データベース運営者の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
- 九 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- 十 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
- 十一 データベース運営者の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
- 十二 データベース運営者が第三者に委託した業務に関するもので、再委託先の選任・監督につきデータベース運営者に過失などの帰責事由がない場合
- 十三 申請者が契約者用編集サイトより掲載した NETIS プラス DB 以外の外部サイトへのリンク、または外部

サイトから NETIS プラスへのリンクのいずれかがなされている場合、これらの外部サイトの利用に関する責任及びこれらの外部サイトに起因または関連して生じた損害等

十四 その他データベース運営者の責に帰すべからざる事由

- データベース運営者は、申請者等が NETIS プラス DB 情報提供用設備を利用することにより申請者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとする。
- 申請者から提出された技術資料のデータが原因でデータベース運営者の所有するシステムに損害を与えた場合、当該申請者は損害を賠償しなければならない。

## □一般条項

### (データベース運営者の申請者への周知義務)

第 20 条 データベース運営者は、NETIS プラス DB の情報提供を一時中断する場合には、申請者および閲覧者に対し、周知する義務を負うものとする。

- データベース運営者は、申請者および閲覧者に対し、周知の必要がある場合は、NETIS プラス DB ホームページ上にその旨を掲載することにより、その内容を周知したものとみなす。

### (一時的な中断及び提供停止)

第 21 条 データベース運営者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請者および閲覧者への事前の周知または承諾を要することなく、NETIS プラス DB 情報提供を中断できる。

- NETIS プラス DB 情報提供用設備等の突発的な故障による保守の期間における情報提供の中断
  - 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
  - その他天災地変等不可抗力により NETIS プラス DB 情報提供をできない場合
- データベース運営者は、NETIS プラス DB 情報提供用設備等の定期点検を行うため、申請者および閲覧者に事前に周知の上、NETIS プラス DB 情報提供を一時的に中断できる。
  - データベース運営者は、前各項に定める事由のいずれかにより NETIS プラス DB 情報提供ができなかったことに関して申請者および閲覧者またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わない。

### (登録申込・承諾および利用規約同意の解除)

第 22 条 申請者及びデータベース運営者は、登録審査事務において、一方当事者からの助言等の求めに対し、他方当事者は速やかに対応しなければならない。なお、一方当事者からの助言等の求めを受けた日から 3 ヶ月間他方当事者が何ら対応しない場合は、助言等を求めた一方当事者は登録申込を解除できる。申請者が対応しないことを原因としてデータベース運営者が解除した場合、申込料は、理由の如何を問わず返金しない。

- 登録申込が解除となった場合、データベース運営者は、以後登録審査を行わない。その際データベース運営者は、申請者が提出した技術資料を破棄するものとする。
- 登録・掲載において、「第 12 条 掲載情報の提供の中止等」イ) からへ) に該当する場合、その事由の内容や事由が判明するに至った経緯等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質である、または重大であるとデータベース運営者が判断したときは、データベース運営者は、申請者との間で交わされた登録申込・承諾および利用規約同意を何らの催告を要せず直ちに解除できるものとする。
- 登録・掲載に関して、申請者及びデータベース運営者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、相手方に何らの催告を要せず直ちに登録申込・承諾および利用規約同意を解除できるものとする。
  - 第 17 条に記載された掲載管理料の支払いが履行されないとき
  - 契約の条項の一に違反したとき
- 登録申込・承諾および利用規約同意が解除となった場合、データベース運営者は、NETIS プラス DB から当該技術の掲載情報を削除する。その際データベース運営者は、申請者が提出した技術資料を破棄するものとする。

### (法令等の遵守)

第 23 条 データベース運営者は、NETIS プラス DB の運営管理等にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、雇用保険法、労働者災害補償保険法等の労働者の使用及び安全衛生に関する諸法令を遵守し、業務担当者に対して使用者または事業者（主）としての一切の義務を負うものとする。

### (情報提供の廃止)

第 24 条 データベース運営者は、次の各号のいずれかに該当する場合、NETIS プラス DB 情報提供の全部または一部を廃止するものとし、廃止日をもって登録申込・承諾および利用規約同意を解約できるものとする。

- 廃止日の 30 日前までに申請者に通知した場合
- 天災地変等不可抗力により NETIS プラス DB 情報提供をできない場合

### (付加価値情報の提供)

第 25 条 データベース運営者は、NETIS プラス DB の機能を活用して収集した情報の 2 次利用を日本国法令が許す範囲で実施することができる。

### (権利義務の譲渡等)

第26条 申請者及びデータベース運営者は、相手方の事前の書面による承諾のない限り、契約の権利または義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または承継させてはならないものとする。

**(運営要領の変更)**

第27条 データベース運営者は、本要領を適宜改訂することができる。またデータベース運営者は、改定された運営要領について、その改訂時期を明記した上で NETIS プラス DB にて公開するものとする。

2. 申請者およびデータベース運営者は、NETIS プラス DB の登録・掲載にあたり、最新の運営要領に基づいて適切に履行しなければならない。

**(申告業務)**

第28条 データベース運営者は、商号変更、合併、事務所の移転その他データベース運営者の事業上重要な事項につき変更が生じた場合は、直ちに申請者に通知するものとする。

**(準拠法および合意管轄)**

第29条 本運営要領の解釈、適用に関する準拠法は日本法（但し、抵触法を除く）とし、データベース運営者と申請者との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

**(使用する言語及び通貨)**

第30条 この条項において申請者等との間で用いる言語及び申請書類等に用いる言語は、日本語とする。また、この条項に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

**(協議)**

第31条 本運営要領に定めのない事項、NETIS プラス DB の登録・掲載中疑義の生じた事項については、申請者及びデータベース運営者にて別途協議のうえ決定する。

※1 国土交通省が運営する NETIS 新技術情報データベースにおいて、「従来技術」とは「公共工事等において標準的に使用され、標準積算の対象となる技術等をいう」となっているが、NETIS プラス DB において登録できる新技術を幅広く定義付けするために、こういう表現とした。